

第二十八回国会 衆議院 公職選挙法改正に関する調査特別委員会議録第九号

昭和三十三年四月十五日(火曜日) 午後三時一分開議

出席委員

- 委員長 南 好雄君
- 理事青木 正君 理事加藤 高藏君
- 理事古川 丈吉君 理事松澤 雄蔵君
- 理事井堀 繁雄君 理事島上善五郎君
- 植原悦二郎君 大村 清一君
- 大森 玉木君 龜山 孝一君
- 吉川 久衛君 笹本 一雄君
- 高橋 贖一君 橋本登美三郎君
- 三田村武夫君 山本 利壽君
- 佐竹 新市君 森 三樹二君

出席政府委員

- 國務大臣 郡 祐一君
- 総理府事務官(自治庁選挙局長) 兼子 秀夫君

委員外の出席者

- 衆議院法制局参事(法制次長) 三浦 義男君

四月十四日

委員大森健君、龜山孝一君、久野忠治君、淵上房太郎君、眞崎勝次君、中村高一君及び渡邊徳藏君辞任につき、その補欠として大村清一君、三田村武夫君、高橋贖一君、森清君、菅太郎君、松本七郎君及び横鏡重吉君が議長の名で委員に選任された。

同月十五日

委員加藤精三君、菅太郎君、牧野良三君及び森清君辞任につき、その補欠として大森玉木君、吉川久衛君、笹本一雄君及び龜山孝一君が議長の名で委員に選任された。

指名で委員に選任された。

同日
委員大森玉木君、吉川久衛君、笹本一雄君及び龜山孝一君辞任につき、その補欠として加藤精三君、菅太郎君、牧野良三君及び森清君が議長の名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件
公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)
公職選挙法の一部を改正する法律案(島上善五郎君外八名提出、衆法第一二二号)

○南委員長 これより会議を開きます。
内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案及び島上善五郎君外八名提出の公職選挙法の一部を改正する法律案の両案を一括議題といたします。

右両案中、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、質疑も昨日をもって大体了されておるようであり、右案に對する質疑はこれにて終局いたしましたことに御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○南委員長 御異議なしと認めます。よって、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に對する質疑はこれにて終局いたしました。

この際、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に對し、自由民主党の青木正君及び日本社会党の森三樹二君より、それぞれ修正案が委員長の手元まで提出されております。これより両修正案について議事を進めます。まず提出者の趣旨弁明を順次求めることにいたします。

青木正君。
公職選挙法の一部を改正する法律案に對する修正案
公職選挙法の一部を改正する法律案に對する修正
公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

目次の改正に關する部分中「第二百二十二条 削除」を「第二百二十二条(選挙人等の出頭及び証言の請求)」を「第二百九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」を「第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」の氏名等を冠した団体の寄附の禁止に、「第二百二十二条 削除」を「第二百九十九条の三(選挙人等の出頭及び証言の請求)」に、「第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の禁止)」の氏名等を冠した団体の寄附の禁止に改める。

第九十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)に「第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を冠した団体の寄附の制限違反に改める。

第二百七十七条第三項の改正に關する部分の次に次のように加える。

第百九十九条の三の次に次の一条を加える。

(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)
第百九十九条の四 公職の候補者又は公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)の氏名が表示され又はその氏名が類推されるような名称が表示されている団体は、当該選挙に關し、当該選挙区(選挙区がないときは選挙の行われる区域)内にある者に對し、いかなる名義をもつてするを問はず、寄附をしてはならない。但し、政党その他の政治団体若しくはその支部又は当該公職の候補者若しくは公職の候補者となろうとする者(公職にある者を含む)に對し寄附をする場合は、この限りでない。

第二百三十九条の二の改正に關する部分の次に次のように加える。
第二百四十九条の三の次に次の一条を加える。
(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)
第二百四十九条の四 団体が第百九十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の禁止)の規定に違反して寄附をしたときは、その団体の役員又は構成員として当該違反行為をした者は、五千円以上五万円以下の罰金に処する。

第二百五十一条の改正に關する部分に次のように改める。
第二百五十一条中「及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」及び「第二百四十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」の罪並びに第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)に改める。

第二百五十二条第一項の改正に關する部分に次のように改める。
第二百五十二条第一項中「及び第二百五十二条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」及び「第二百五十二条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」の罪並びに第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)に改める。

分を次のように改める。

第二百五十一条中「及び第二百四十九条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」及び「第二百四十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」の罪並びに第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)に改める。

第二百五十二条第一項の改正に關する部分に次のように改める。
第二百五十二条第一項中「及び第二百五十二条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」及び「第二百五十二条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」の罪並びに第二百五十二条の二(政党その他の政治団体の政治活動の規制違反)及び第二百五十二条の三(選挙人等の偽証罪)に改める。

第二百五十二条の三の改正規定の次に次のように加える。
第二百五十二条第一項中「並びに第二百五十二条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を「第二百五十二条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」に改める。

第二百五十二条の三の改正規定の次に次のように加える。
第二百五十二条第一項中「並びに第二百五十二条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を「第二百五十二条の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」に改める。

違反)並びに第二百四十九条の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)に改める。第二百五十三條の二第一項及び第二百五十四條の改正規定中「及び第二百五十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を「第二百五十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百五十九條の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」に改める。

附則第一項ただし書を次のように改める。
ただし、衆議院議員の選挙に関するものについては、改正後の公職選挙法第九十九條の四の規定は次の総選挙の公示の日から、その他の規定は次の総選挙から施行する。

附則第九項から附則第十一項までを一項ずつ繰り下げる。
附則第八項中第九十四條の表第二百五十一條、第二百五十二條第一項及び第二百五十四條の項の改正に関する部分の次に改め、同項を附則第九項とする。

第九十四條の表第二百五十一條及び第二百五十二條第一項の項中「及び第二百五十九條の三」を「第二百五十九條の三及び第二百五十九條の四の罪並びに第二百五十二條の二及び第二百五十二條の三」に、同表第二百五十四條の項中「並びに第二百五十九條の三」を「第二百五十九條の三及び第二百五十九條の四の罪並びに第二百五十二條の二及び第二百五十二條の三」に改める。

附則第七項中第十一條の表第二百五十一條、第二百五十二條第一項及び第二百五十四條の項の改正に関する部分の次に改め、同項を附則第八項とする。
第十一條の表第二百五十一條及び第二百五十二條第一項の項中「及び第二百五十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)」を「第二百五十九條の三(公職の候補者等の関係会社等の寄附の制限違反)及び第二百五十九條の四(公職の候補者等の氏名等を冠した団体の寄附の制限違反)」の罪並びに第二百五十二條の二(政党その他の政治団体の寄附の制限違反)及び第二百五十二條の三(選挙人等の偽証罪)に改める。

五十一條、第二百五十二條第一項及び第二百五十四條の項の改正に関する部分の次に改め、同項を附則第八項とする。

附則第九項から附則第十一項までを一項ずつ繰り下げ、附則第三項の次に次の一項を加える。
(罰則に関する経過措置)
4 この法律施行前にした行為及び前項の規定により従前の例により行われる選挙に関してした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

○青木委員 ただいま委員長から御報告のありました通り、私は、自由民主党を代表して、修正案を提出いたしました。修正案の内容につきましては、お手元に配付いたしておりますので、朗読を省略させていただきます。
修正案を提出いたします私どもの考え方、立場をこの機会に申し述べ、皆さんの御賛同を得たいと存する次第であります。
申し上げるまでもなく、公職選挙法は憲法付属の基本的な法律でもあり、ことに、衆議院議員選挙関係の問題に なりますと、お互い自由民主党、社会党共通の問題でありますので、私どもは、選挙法の改正につきましては、できるだけ日本社会党の方々と話し合いをいたし、共通の問題として検討し、できるだけ協議して、同じような共通の立場に立つて選挙ができるようなあり方になければならぬ、こういう基本的な考え方に基づいておるわけでありませぬ。

そこで、政府案と別に、日本社会党の島止善五郎君外の方々から、日本社会党の公職選挙法改正案が提出されたわけでありませぬ。この日本社会党の改正案につきましては、私どもも単に、政府案を検討するばかりでなく、社会党案につきましても、まじめに真剣にその内容を検討をいたした次第であります。そうして、でき得ることならば、日本社会党側の考え方でもできるだけ取り入れまして、私どもの案に同調し、同時に、私どもも社会党の考え方にもできるだけ同調したい、かような考えのもとに検討いたしましたわけでありませぬ。しこうして、日本社会党の

提案の骨子とするところは、第一点は立会演説会の回数を七十回以上にするという問題、もう一つはいわゆる連呼行為を再び復活して認めようとする改正、もう一つは、現在禁止されております候補者の寄付行為の問題につきまして、現行法以外に、後援団体の名前をもつてする寄付につきましてもこれを禁止しようこの三点に要約されると思っております。

しこうして、立会演説会の回数の七十回以上問題につきましては、その考え方につきましては私どもも必ずしも反対するわけではありませぬが、全国一律に七十回以上にするという問題になりませぬ、いろいろ地域的な問題、人口の稠密の問題等もありますので、全国を画一的に定めるということは、実際問題としてなかなか困難と思っております。さればと云って、別表のように地区ごとに立会演説会の回数を掲げるといふこともなかなかむずかしい問題でありますので、この問題につきましては、社会党側のお考えも私どもわからぬわけではありませぬが、さらにもう少し検討を要するのじゃないか。次の機会までに私どもも検討いたしまして、意見の一致する点があれば、その機会に改正すべきものと考えらるべきであります。

また、連呼行為復活の問題につきましても、もともと連呼を認めておりましたものを、先年、連呼については弊害があるからと、御承知のようにこれを禁止いたしましたわけでありませぬ。今日これを再び復活するということにつきましては、いろいろ議論もある問題であり、また、連呼行為自体につきましても、昨日の公述人の説明にもあり

まする通り、いろいろな議論もありませんので、この問題ももう少し検討を要することと存するのであります。

そこで、私どもは、日本社会党の提案の三点のうち、残された第一点、つまり公職の候補者が自分の名前をもちまする寄付、また候補者の名前がわかるような、類推される会社の役員としての寄付、この行為は現行法で禁止されておりますので、さらに社会党側のお考えのように、後援団体をもつてする寄付につきましても、やはりこれは禁止すべきことが当然と私どもも考えるのであります。おそらく、現行法を作りまする当時は、そういうような後援団体というものはあまりなかったもので、この点が脱漏しておったと考えるのであります。今日日本社会党側で提案いたしました点はまことにごもつとも存じ、私どもも、社会党側の案をそのまま取り入れまして、政府提案の中にこれを加え、そうしてより上りつぱな改正案として本案を成立せしめることが最も適当である、かような考えのもとに、今回の修正案を提出いたしました次第であります。

何とぞ、できることならば、日本社会党の方々におかれましては、本修正案に御賛同あらんことを、心からお願ひ申し上げる次第であります。

以上をもつて私の修正案の説明といたします。

○南委員長 森三樹二君。
公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正案
公職選挙法の一部を改正する法律案に対する修正

公職選挙法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。
第三十一条第四項の改正に関する部分を削る。
附則第六項中第五条及び第四十三条第二項の改正に関する部分を削る。

○森(三)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。政府提案にかかるところの公職選挙法一部改正案に對しまして、修正案を提出したいと思っております。
すなわち、今回の選挙法の改正は、われわれが日ごろ唱えておりますところのいわゆる民主政治確立のための根本的な改正ではなくして、全く自由民主主義の党利党略によるところの、自己に有利にせんとするところの改正であつて、枝葉末節の改正であると思われるは考へております。従いまして、社会党は、この委員会におきまして、しばしば各委員からも主張いたしましたように、今回の選挙運動期間を二十日にするという改正案に對しましては、根本的に反対であります。その反対の理由等につきましては、これはあとで討論の際に十分申し述べたいと思つて、従いまして、この二十日にする案に對しまして反対すると同時に、われわれ日本社会党といたしましては、従前通り二十五日にするという修正案を出したい。以上が修正の理由であります。あとでもって討論の際、その本質的な問題につきまして十分申し上げたいと思つております。
以上をもつて修正案の説明といたします。(拍手)

○南委員長 以上で両修正案の趣旨弁明は終了しました。
修正案に對しては別に質疑の通告もありませんので、ただいまより内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案の政府原案、並びに、青木正君提出の修正案及び森三樹二君提出の修正案を一括して討論に付します。
森三樹二君。

○森(三)委員 私は、日本社会党を代表いたしました。ただいま提案されておりますところの公職選挙法の一部を改正する法律案並びに修正案に對しまして、討論をいたさんとするものであります。
まず、この政府案に對しまして私は反対の意見を陳陳したいと思つてあります。
私どもは、いかにして民主政治を確立するかというところにつきましては、いわゆる選挙法の公正を期し、この選挙法の公正によって真に国民代表としての議員が選ばれることを念願しておつたのであります。われわれは、この選挙の公明を期するために、選挙の公営を徹底し、候補者がみずからその選挙運動に腐敗さすようなことのないようにしたいといふことを、日ごろ念願しておりました。また、政治資金規正法の改正によりまして、政治資金というものは、資金を寄付する者もあるいは受ける者もこれを公明にし、届出を確実に施行いたしまして、いわゆるガラス張りの資金でもって政治資金というものがまかなわれなければならぬといふこともわれわれは日ごろ主張いたしまして、この政治資金規正法等につきましてもわれわれは修正案

を提案しておつたのであります。政府と我々が政治資金規正法の改正等につきましても非常に冷淡な態度をとつておつたことは、私どもとしてまことに遺憾にたえないのであります。しかも、私がまことに遺憾にたえないのは、いつも、政府と我々は、選挙のまぎわになると、いかにして政府と我々は多数を獲得しなければならぬかといふ、そうした自己に有利な選挙法改正を目途といたしまして、今回の改正案につきましても、選挙運動期間を二十日間に短縮するといふように非常に運動期間を制限し、一面においてこれをカバーするといふような形において、ポスターを五千枚から八千枚にする、あるいはまたはがきを一万枚から一万五千枚にいたしまして、こうした方面でもって運動期間を短縮したものをカバーするといふような、いわゆるカムフラージュによつて二十日間といふものを合理化し、しかも、これによつて、既存の議員諸君は、自己のいわゆる地盤、カバン、看板といふような旧態依然たるところの選挙によつて当選を期そうとしておるのであります。従いまして、これから出ようとする新人にとつては非常に不利であることには、先般岸総理もこれを当委員会における質疑応答中において認めておるのであります。このようにだれしも認めるようなこういう新人に對する不利な改正案に對しましては、われわれは断固として反対しなければならぬと思つておるのであります。しかも、私は常日ごろ主張しておるのであります。できるだけ選挙民に對してはその候補者が言論を通じて自己の所信あるいは政策を十分に発表しなければならぬ。国

会はいわゆる言論の府でありまして、沈黙の議員が出ましたところで何ら意味をなさぬのであります。しかも、言論戦を短縮し、単にポスターやはがきによるところの文書といふものは、これは、他人に書いてもらつても、りっぱな文書ができるのであります。しかしながら、言論となりますと、やはり幾ら他人に書いてもらつても、自己の思想といふものが統一されておられませんと、必ずしも他人の書いた文書だけでは演説することができない。われわれは、言論といふものを尊重する以上は、やはり、選挙運動期間を通じて、選挙民に對して政治の啓蒙、しかも各政党の有するところの政策を十分に納得せしめ、その納得の上に基づきまして、選挙民がこれを判断して投票するといふ方式に待たなければならぬことは、いふまでもないのであります。しかるに、この最も必要にしてきつめて貴重なるところの言論の運動期間を五日間も短縮する、こういう既存の議員にのみ有利な運動期間を改正するといふことは、とうてい承認することができないのであります。しかも、短縮されたことによつて、すなわち選挙は現在もすでに中盤戦だといわれております。法定の選挙運動期間が短縮されますと、必然的に事前運動が活発となり、新聞にも記載されてありますように、政府と我々は盛んに候補者になる者に對しましては資金の援助を与える、そうして、この国会の審議中に、選挙区に歸つて盛んに選挙運動を展開しておるといふのが実情であります。岸総理は重要法案がある程度目鼻がつかなければ解散しないと言つておりますが、重要法案が停

頓しておるこの姿こそは、まさしく選挙運動の事前工作に議員諸君が大わらわになつておるといふことをみずから立論しておる一つの証左であるといつても、私は過言でないと思つております。このように、運動期間を短縮すればするほど事前工作が活発となり、その事前工作にはいわゆる目に見えないところの陰の資金が動いておること、も明らかであります。ある代議士のごときは、莫大な資金を選挙区に投入し、もうすでに自分の選挙態勢といふものはでき上つたと、こういうことを何らおくれもなく発表しておる者もあります。われわれは選挙区に歸らず、今日各委員会におきまして、むしろわれわれは反対党でありながら、このように審議に集中しておるのであります。逆、国会の中には、ほとんど議員諸君は半数もおらないといふような現状であることは、やはり選挙運動期間が二十日になるといふことの見通しが大きく影響しておることを見のがすことはできないと私は思つております。

さらに、もつと突き進んで言うならば、この二十日が十五日になり、あるいは十日になつたといふことを考へてみるならば、われわれはりつ然たるところの思ひがする。すなわち、実際の選挙運動といふものを非常に短縮し、事前運動においていわゆる保守党の勢力にものをいやすところの選挙、すなわち、言論でなく金力、物力によつて選挙を戦わんとする傾向がはなはだ助長されることは、私は否定できないと思つております。この選挙運動期間の短縮によつて、今後の選挙運動に非常に多額な資金がばらまかれまし

て、事前工作を完了したものが当選をする。ぼやぼやしておいて事前運動をしない者、まじめにこの二十日間だけで選挙運動をやろうと思っておったような者は、哀れな落選のうき目を見なければならぬといふことは、私は火を見るよりも明らかであると思つております。この二十日間にもしも政府与党の諸君が多数をもって改正したならば、脱離遠からず、この短縮されたところの罪の報いというものは、保守党の上にも必ずくると思つてありまして、選挙が済むと必ず選挙違反があらちこちらに起きてくる。莫大な資金が流れたことが出てくる。千葉銀行から金が出たといふことも、きつとあからさまになると思つてありまして、おそらく選挙違反が繰出するといふようなことも考えられるのであります。今日新聞に書いてあるのは、岸派では三百万円を公認料として出すと言つております。河野派では四百万円を一人に渡すといふことがはつきりここに書いてある。法定費用は御承知の通り七十万円、八十万円、百万円といふことが大体法定費用であります。何のたために三百万円、四百万円の公認料を渡すのだ。

〔発言する者多し〕

○南委員長 静粛に願います。

○森(三)委員 これはすなわち供応、買収、その他悪質な選挙に使われることは明らかであります。これでは幾らたつても、岸総理が三悪を追放し汚職を追放せんとしても、言うべくして不可能である。言つておられるところの岸総理みずからが、汚職を奨励し、法定の選挙運動費用を無視して、公認料を三百万円、四百万円ばらまくのであつて

は、おそらく選挙が済んだとたんに選挙違反者が続出し、醜悪なる事態が発生するであろうことを考えますと、現在の日本の民主政治といふものは、いまだ遠しといわざるを得ないと思つてありまして、私は、このような党利党略によるところの二十日間にするといふ改正に對しましては、根本的に反対であります。しかも、これは、自民党の諸君がみずからのからだをいとい、なるべくからだを楽にするといふようなことからも出発しておるのであります。最初は、立会演説会の回数も減らそう、なくそう、そういうふうなお考えを自民党が一時発表されたことも、自民党の諸君が御承知であらうと思つてあります。すなわち、立会演説会という最も必要なるところの選挙運動を抹殺し、しかも自動車も乗用車でもってからだを楽にしよう、トタンというふうなああいう便利な選挙運動の自動車があるにもかかわらず、それもなくしてしまつて、乗用車だけでしようといふような案も当初組まれたのであります。この立会演説会の廃止、それからトタン、トランクの廃止、それからみつけて選挙運動期間を二十日にしようといふのが、当初の自民党の考えであつたのであります。さすがに自民党の中にも良識の方があると見えまして、そのよる立会演説会を廃止するに至つては、国民からまづ正面から反対を受けるといふことをおそれまして、これだけ引き下げ、そうしてようやく二十日の運動期間短縮といふことを出したのであります。思いをそこにいたすならば、これこそ実に自民党の陰謀によるところの改正案であるといつ

ても、過言ではないと思つてあります。(拍手)私どもは、国民の負担にこたえまして、選挙法を改正し、真に国民に、この選挙運動期間を通じまして、われわれは所信を発表し、政策を発表しなければならぬ期間であるにかかわらず、二十日間に短縮されて、その短縮された。しかも、立会演説会の回数も、それによつて、一日に三回立会演説会をやるといたしますと、五日間で十五回減らされる。個人演説会を十回やるといたしますと、五十回減らされる。街頭演説会を十回やるといたしますと、五十回減らされることになつてあります。実に遺憾千万であります。良識あるところの自民党の諸君であるならば、こういうような改正はなされるべきでなかつた。われわれ社会党はこうした改正案に對しましては根本的に反対であるといふことを、十分御認識を得たいと思つてあります。

それから、この選挙法の改正におきまして、ポスターあるいははがきをそれぞれ増加いたしましたことは、これは、私は、選挙の公営からいたしまして、非常に適当であると思つてあります。このはがきを五千枚ふやしたることによつて、二万五千円の国費が負担されることになりまして、そうしてまた、ポスターを三千枚ふやしたことによつて、これまたその用紙等においても一万五、六千円の国費負担となるのであります。合せまして四、五万円の国費負担が増額されておる。そこで、法定選挙費用といふものにつきましては、その五分の一は当然減らさなければならぬ。たとえば、百万円の法定費用を使うところであるならば、その日数が五分の一に減つたのでありますから、当然に二十万円といふものは減らさなければならぬ。ところが、この改正案につきましては、何らそうしたところの考慮が払われておらない。これにつきまして私は郡長官並びに兼子選挙部長等にも質問いたしました。郡長官は、これに對しては、なるほど数字的にいへばそういうことも言えるけれども、しかし、實際面として、むしろ選挙が二十日間に短縮されたために、活発化する、たとえば、労働者の教であるとか、あるいはその他の選挙運動の活動が活発になるから、法定費用はそれほど減らさないと思つたから、現在のままにしておいたといふような答弁がありました。これまた私は郡長官としては自己の良心を欺いた欺瞞的な答弁であると判断せざるを得ないのであります。二十日間に短縮したならば、何がゆえに法定費用をその割合に應じて減縮しなかつたか。これは子供にもわかる一つの理屈であります。こういうふうな、金力によつて認めるところの選挙運動のこの改正に逆行する改正案に對しましては、私はどうしても反対せざるを得ないのであります。

今日この法案がかりに多数をもつて押切られたといはしても、われわれは今後参議院におけるところの職いを展開しなければならぬ、私はこのように考へておるわけでありまして、しかし、自民党におきましても、社会党の提案いたしましたところの選挙法の改正案の寄付行為の制限につきましては、やはり良識ある諸君によつて一部これを認められましたことは、まず今回の選挙法の改悪の中の一歩いいところであつたと私は考へるのであります。しかし、これも、考へようによつては、二十日間といふこの法律案を通さんかのために、社会党の言うことを聞きたくなかつたけれども聞いたといふような、そういう面も多分にあることを私は率直に認めなければならぬと思つてあります。要するに、今回の選挙法の改正は、根本的な良心的な改正ではなくして、一部自民党与党諸君が、自分のからだをいとい、そうして言論を制限し、物力によるところの、金によるところのそうした改悪の改正であると断ぜざるを得ないのであります。これに對しましては日本社会党は断固として反対であることを表明する次第であります。

なお、社会党から提案してありますところの法案につきましては採決しないといふことになっておりますけれども、これは私は非常に遺憾であります。これは私に非常な遺憾であります。われわれ社会党が提案してありますところの改正案は、根本的に立会演説会の回数を増加し、しかも言論を重んじたところの法案であります。寄付行為の制限は、先ほど青木委員からも説明がございましたが、やはり、いかに自民党の諸君といへども、社会党が出したところのこうした良識ある法案につきましては、これを採用せざるを得なかつたことにつきましては、いささか私は敬意を表せざるを得ないのであります。これを見ましても、社会党が提案したところの改正案といふものは、いかに合理的なものであるかといふことを十分に私は認めていたことができ、かように考へるので

あります。従いまして、社会党の改正案がここで通過しないことは、私は心から遺憾にたえないのであります。われ来たるべき時期におきましては、われわれは、この法案をぜひとも通過させたい、こういう希望を付しまして、政府案に反対の意見を表明するものであります。(拍手)

○南委員長 古川丈吉君。

○古川委員 私は、自由民主党を代表いたしました。ただいま提案されました社会党の修正案に反対し、青木正君外自民党の提案されました修正案に賛成をし、自民党提出の修正案を除く政府原案に賛成の討論をいたすものであります。

社会党が選挙運動期間を二十日にすることに反対の修正であります。が、御承知のように、最近における交通、宣伝等、選挙運動手段の発達に伴いまして、先般の国会におきまして、参議院議員の選挙運動期間を五日間短縮されたのであります。その際、やはり衆議院の選挙運動期間も短縮すべきであったものを、それが今回に事務的におくれただけの、事務の整理ともいふべきものであります。また、御承知のように、今日におきましては、二大政党が対立をいたしました。政治活動というものが非常に激しいわけでありまして、選挙におきましては、政党と個人を両点から批判されるべきであります。ただいま申し上げましたように、政党というものが非常に発達いたしました結果、この意味から申し上げても、選挙期間を短縮する意味が十分あるわけでありまして、また、選挙の当選というものは、選挙期間の運動だけでなくして、平生

から、世間一般から、やはり国会議員として出てもらいたい、これだけの認識のあるような人でなくちゃならないのであって、選挙運動期間だけばっかり出てきて、それで当選するようなことは、むしろ好ましくないことであるとは私は考えるのであります。従って、平生のその人物に対する認識が世間で十分ある、しかも選挙運動と両々相待って当選することが私は好ましいと思ふのであります。また、選挙運動期間というものは、政治経済に及ぼす影響が非常に大であります。一時その政治経済活動が停滞いたします。これが国民経済に及ぼす影響というものも非常に大きいのであります。こういう点から考えましてもできるだけ短かくすることが必要であります。また、ただいま森君から社会党修正案について説明がありましたが、日数が減ったから、費用についてはもっと減るべきであるといふことも、この点につきましては、郡長官から先般説明がありました通り、選挙期間は短縮されますけれども、それだけにその期間中の選挙運動というものは激しくなるのであります。期間を短縮したほどこには選挙費用が減らないということも、これは常識でわかることだと思ふのであります。こういう理由によりまして、私は社会党の修正案に反対いたしますのであります。

また、青木正君提出の自民党の修正案につきましては、われわれ国会の選挙をいたす者におきましては、常々与党内でも、候補者になるべき者の寄付行為はできるだけ制限をしたい、こういう気持でおりましたが、その限界が、個人の儀礼に属するものと選挙運動に

関するものとの区別が技術的に非常にむずかしいので、今日までなりましたけれども、今回社会党から出されました改正案の一部の中に、いわゆる後援団体の名前でもってする寄付はやめるという内容の規定がありますが、この範囲ならばまぎらわしくない、当然であるということ、与党側といたしましても両手をあげて賛成し、それをわが党の修正案として出したわけであり

から、この秩序保持の規定を加えました。これが今回の政府原案の改正点の要点であります。このいづれもが事務的なものであり、しかも時宜に適合した改正案だと私は存じます。現に、都道府県の議会は、全国一致いたしました。この政府原案の一日も早く通過せんことを希望いたします。

以上をもちまして、私は、社会党の修正案に反対をし、青木正君外自民党の修正案に賛成し、自民党の修正案を除いた政府原案に対する賛成の討論をいたします。(拍手)

○南委員長 これにて討論は終局いたしました。

これより採決に入る順序であります。採決は内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案について、まず森三樹二君提出の修正案を採決し、次に青木正君提出の修正案を採決し、最後に原案について採決いたしますので、御了承を願います。

それでは、採決いたします。まず、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する森三樹二君提出の修正案につき採決いたします。右修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。

次に、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案に対する青木正君提出の修正案につき採決いたします。右修正案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南委員長 御異議なしと認めます。よって、本修正案は可決されました。

次に、ただいま修正に決しました部分を除いた政府原案について採決いたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○南委員長 起立多数。よって、内閣提出の公職選挙法の一部を改正する法律案は修正議決いたしました。

なお、ただいま議決いたしました法律案に関する委員会の報告書の作成については、先例によりまして委員長に御一任願いたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○南委員長 御異議なしと認めます。よって、さように決しました。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

〔参照〕

公職選挙法の一部を改正する法律案(内閣提出第一五〇号)に関する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十三年四月十九日印刷

昭和三十三年四月二十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局